

丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例

条例の手引き

令和5年12月

目 次

1	条例の目的〔第1条〕	1
2	定義〔第2条〕	2
3	適用の範囲〔第3条〕	3
4	市の責務〔第4条〕	4
5	設置者及び管理者の責務〔第5条〕	4
6	禁止区域〔第6条〕	5
7	抑制区域〔第7条〕	7
8	施設基準〔第8条〕	9
	景観及び生活環境の保全に関する事項	9
	事故等の防止に関する事項（防災上の措置）	11
	事故等の防止に関する事項（安全上の確保）	13
	維持管理に関する事項	13
	廃止後において行う措置に関する事項	14
9	事前協議〔第9条〕	14
10	近隣関係者への説明等〔第10条〕	18
11	事業計画の届出等〔第11条〕	20
12	事業計画の変更の届出〔第12条〕	21
13	工事完了の届出〔第13条〕	22
14	廃止の届出〔第14条〕	23
15	報告及び立入検査〔第15条〕	24
16	指導及び助言〔第16条〕	25
17	勧告及び公表〔第17条〕	26
18	補則〔第18条〕	27
19	罰則〔第19条〕	28
20	両罰規定〔第20条〕	28
21	附則（施行期日、準備行為）	28
22	丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例に基づく手続きの流れ	
	事前協議から設置工事の完了まで	30
	運転開始から事業廃止完了まで	31
23	（参考）太陽光発電施設の設置工事等に関する主な法令等一覧	32

※法令等の略称

本マニュアルにおいては、法令等について下記の省略名で表記している。


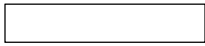

条例：太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例

規則：太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例施行規則

FIT法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

景観条例：景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）

<枠線の凡例>

	： 条例による規定
	： 規則による規定
	： 参考事項等

1 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の設置及び管理（以下「設置等」という。）に関して必要な事項を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

【解説】

(1) 条例制定の趣旨

太陽光発電は、環境に負荷を与えない再生可能エネルギーの一つとして、国が導入を促進する一方で、地域環境や防災面に与える影響を懸念する声が寄せられており、その施設の設置に関しては、現行の制度において土地利用や施設基準などに係る一定の基準を設け、地域環境等の保全を図っている。

このたび、届出等の対象となる施設の規模を拡大するとともに、将来の廃棄処分に係る規定など、施設の設置等に関し必要な事項を定めることにより、一層の適切な事業実施を促し、もって市民の安心と安全を確保するため、条例を制定する。

(2) 地域環境

本条例における地域環境とは、事業区域周辺の地域における良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を指している。

(3) 地域環境や防災面に与える影響

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法、都市計画法、森林法、景観法、景観条例などの規制の適用を受けない太陽光発電施設において、地域環境や防災面に与える影響として次のような問題等が顕在化している。

- ・ 景観・眺望の阻害
- ・ 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
- ・ 土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- ・ 設置計画の周辺への説明不足
- ・ 事業開始後の維持管理不足
- ・ 事業廃止後の措置や電磁波等の健康被害への懸念 等

2 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物に設置されるものを除く。）及びその附属設備をいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 管理者 太陽光発電施設を管理する者をいう。
- (5) 近隣関係者 太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者であって規則で定めるものをいう。
- (6) 設置工事 太陽光発電施設の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をいう。

【解説】

(1) 太陽光発電施設

① 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその付帯施設（パワーコンディショナーや接続箱等の付帯設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとする。

具体的には、太陽電池モジュール等が独立して立っているものや、ため池などの水面に設置するもの、その他ダムのかんげい等を利用するものなどを対象とし、建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としている。

② 建築物に設置する太陽光発電施設

本条例では、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置される施設を除外している。

これは、建築物の建築に併せて太陽光発電施設を設置する場合、土地の形質変更については都市計画法に基づく開発許可申請及び丹波市開発指導要綱に基づく開発事業承認申請、建築物及び太陽光発電施設等については建築基準法に基づく建築確認申請、また、景観・眺望については景観条例に基づく大規模建築物等の届出により、条例で規定する施設基準と同等の性能が担保されることや、建物と一体的に設置されることにより、建物の所有者等によって日常的に管理されると考えられるためである

(2) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設等を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や土地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含む。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する付帯施設等に必要な土地を加えた区域とする。

(3) 設置者

太陽光発電施設を設置する者又は設置を行おうとする者を指す。

(4) 管理者

太陽光発電施設を維持・管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電施設を維持・管理する者を指し、設置者が引き続き管理者になる場合も含む。

(5) 近隣関係者

太陽光発電施設の設置にあたり、近隣関係者とのトラブルを防止するため、近隣関係者への説明を義務付けている。事業計画の説明にあたって、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を行うこと。

(6) 設置工事

当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含み、太陽光発電施設の事業地選定に伴う現地確認や測量等は含まない。

3 適用の範囲

(適用の範囲)

第3条 この条例の規定は、事業区域の面積が200平方メートル以上（既に施工されている太陽光発電施設の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的な事業と認められる場合においては、これらの事業区域の合算した面積が200平方メートル以上となる場合を含む。）の太陽光発電施設に適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定に基づき届出を行って設置するものを除く。

【解説】

当条例に基づく対象施設は、事業区域面積が200㎡以上の太陽光発電施設であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものは、除外としている。また、事業区域が5,000㎡以上の太陽光発電施設については、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）に基づき届出を行うこと。

面積の下限値については、家庭用は10kW未満、産業用は10kW以上で区分されており、環境省が示す発電量1kWあたりに必要な面積は15㎡とされており、これに管理用の通路や排水施設等を加え、10kWの太陽光発電施設の設置に相当する土地の面積を200㎡に設定することにより、地域環境との調和を図ることとしている。

(1) 届出の対象範囲

本条例において届出対象となる太陽光発電施設は、事業区域面積が200㎡以上、5,000㎡未満となる。

(2) 一体的な事業

一体的な事業は、次に掲げる場合とし、それぞれの区域における設置者が異なるときであっても、それぞれの区域を一体的な事業として取り扱うものとする。ただし、それぞれの区域の土地の所有権の履歴、各設置者の資本や役員等の実態、各施設の関係法令に係る手続等の状況、各施設の設置に係る関係法令の手続の代理人、工事施工者、工事の時期や内容等の状況などを総合的に勘案し、明らかに異なる事業と認められる場合は、一体的な事業区域として取り扱わない。

① 隣接し合う複数の区域に太陽光発電施設が設置される場合

② 複数の区域に存する太陽光発電施設においてキュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合

4 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

別に定める施設基準が遵守されるように、太陽光発電施設の設置計画や状況を把握し、施設基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告・公表など業務の総合的な調整を行うことを市の責務としている。

5 設置者及び管理者の責務

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の自然環境並びに生活環境に十分配慮するとともに、事故、災害、公害等（以下「事故等」という。）の防止及び近隣関係者との良好な関係の構築に努めなければならない。

2 設置者及び管理者は、太陽光発電施設の設置に伴い事業区域において事故等が発生したとき又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めなければならない。

4 設置者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の維持管理に要する費用

(2) 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用
その他太陽光発電施設の廃止に要する費用

【解説】

(1) 第1項に規定する設置者及び管理者の責務として、森林法、総合治水条例、電気事業法、FIT法等の関係法令等を遵守するとともに、設置工事から事業区域内の工作物等を撤去するまでの間に、周辺地域の生活環境に十分配慮する必要がある。

(2) 事故及び紛争が生じた場合、設置者及び管理者の責任において対処することを位置付けている。

(3) 管理者の責務として、近隣地域の生活環境に支障を生じさせないように太陽光発電施設を適切に管理するよう努めること。なお、適切な管理とは、施設基準に適合している状態を保ち続けるほか、FIT法の事業計画策定ガイドライン等に定める維持管理等に関する規定を遵守することを含むものとする。

(4) 太陽光発電施設の設置後において、管理の仕方如何によっては、地域に様々な影響を与え、また事故や災害発生時には地域に被害を及ぼすことにもなる。

さらに、事業廃止後には適切に処分されない残骸が放置されることにもなりかねない。

そのために設置者の責務として、適切に維持管理に努めることや維持管理、撤去及び処分費用について確保しておくことを位置づけている。

6 禁止区域

(禁止区域)

第6条 設置者は、次の各号に掲げる区域を事業区域としてはならない。ただし、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りでない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域

【解説】

(1) 禁止区域について

禁止区域は、太陽光発電施設の設置に相当でない区域として規定するものである。防災又は農地の保全の観点から、(1)から(7)の区域を禁止区域としている。

(2) 禁止区域の取扱いについて

- ① (1)から(7)の区域の取扱いについては、当該地域への設置について、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りではない。
- ② 禁止区域を含める場合は、届出を行う前に各法令について許可を受け、届出の際には、許可証の写し等を添付すること。また、条例で定める禁止区域以外にも許可が必要な区域については、事前に関係機関と協議を行い太陽光発電施設の許可を得ること。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項(第25条第1項)

農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第1号から第3号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあっては、重要流域(二以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重量な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保有林として指定することができる。

(2) 地すべり防止法第3条第1項

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項

都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見を聞いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

(7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域

自然公園は、知事が、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

7 抑制区域

(抑制区域)

第7条 市長は、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図るため、太陽光発電施設の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、設置者に対し事業区域に含めないよう求めるものとする。

2 前項の抑制区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (4) 道路若しくは鉄道用地又は住宅の用に供されている土地の敷地境界に隣接する区域のうち規則で定める区域
- (5) 前各号に掲げる区域のほか、特に配慮が必要と認められるものとして規則で定める区域

(抑制区域)

第3条 条例第7条第2項第4号に規定する区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 国道及び県道の敷地境界から50メートル以内（自然地形等により容易に望見できない場合を除く）の区域
 - (2) 鉄道用地の敷地境界から50メートル以内（自然地形等により容易に望見できない場合を除く）の区域
 - (3) 住宅地の境界から50メートル以内（自然地形等により容易に望見できない場合を除く）の区域
- 2 条例第7条第2項第5号に規定する区域は、山麓から稜線までの高さのおおむね3分の1を超え、かつ、景観に配慮が必要な区域とする。

【解説】

(1) 抑制区域について

本条項は、第1条の達成にあたり、太陽光発電施設の設置に際し、災害の防止、生活環境、景観及び自然環境の保全などについて特に配慮を要する区域があると判断される場合に、「抑制区域」を設定し、設置者に対し事業区域に含めないよう求めるものとする。

(2) 抑制区域の取扱いについて

景観の阻害など住環境が悪化するおそれがあると認めた区域を含めている。

例えば、地域の総意として、土地利用を考えたいうえで、設置を判断し、十分な理解が得られている場合において、更に農地の有効利用等の面、再生可能エネルギーの面から総合的に判断をしていく必要がある。

「住宅地」とは、居住の用を供した建築物がある土地又は宅地分譲開発地とし、建築物が建っていない土地については、たとえ登記地目が宅地であっても、「住宅地」として見なさないこととする。

(1) 河川法第6条及び河川法第54条

この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

河川管理者は、河岸又は河川管理施設(樹林帯を除く。第三項において同じ。)を保全するため必要があると認めるときは、河川区域(第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。)に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

(2) 砂防法第2条

砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

(3) 文化財保護法第93条第1項

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

8 施設基準

(施設基準)

第8条 設置者は、太陽光発電施設の設置等に当たっては、施設基準（次に掲げる事項について規則で定める基準をいう。）に従わなければならない。

- (1) 景観及び生活環境の保全に関する事項
- (2) 事故等の防止に関する事項
- (3) 維持管理に関する事項
- (4) 廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施設基準)

第4条 条例第8条第1項に規定する施設基準は、別表第1に掲げるものとする。

【解説】

建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電施設については、関係法令による一定の行為制限があるものの、制限項目や適用規模により適用を受けない基準もあり、一定の水準を保持した太陽光発電施設として地域環境との調和を図っていくことは難しい状況にある。

このため、太陽光発電施設について、景観や緑地に関する事項、防災上の措置に関する事項、施設の安全性に関する事項などの設置に関する基準を設けるとともに、廃止後の措置や維持管理等に関する事項も含めた太陽光発電施設の設置に関する基準（施設基準）を設けた。

この施設基準については、施設基準の各項目について、その解説や標準的な検討方法を示された、兵庫県の「技術マニュアル」を準用することとする。

1 景観及び生活環境の保全に関する事項（規則別表第1）

(1) 反射光

太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれの基準にも適合すること。

ア 低反射性のものであること。

イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。

(2) 遮蔽措置

事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。

(3) 騒音・振動

パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。

(4) 色彩

太陽光発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。

(5) 材料

太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。

(6) 緑地の保全

森林等を含む土地に設置する太陽光発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合すること。

ア 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

イ 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね 25%以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。

(7) 水面の景観

ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合がおおむね 50%以下とすること。

(8) 動植物

野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

【解説】

(1) 反射光

① 光の反射を抑えた低反射な製品を採用すること。

② 季節ごと、時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し、周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置、向き、高さ、傾斜角度とすること。

③設置高さは、設置面から 2.0m以下とすること。

(2) 遮蔽措置

① 住宅から望見できる場所に太陽光発電施設を設置する場合、住民等に対して反射光について丁寧に説明すること。また、植栽や塀等を設置し遮蔽措置を行うこと。

② 塀又は柵等の設置については、設置面よりおおむね 2.0m以下の高さとし、沿道からの景観に配慮したものとすること。

(3) 騒音・振動

電気事業法の技術基準においては、騒音規制法及び振動規制法に規定する基準を遵守するよう定められている。パワーコンディショナー等の機器は、その騒音や振動が周辺の環境に影響を与えないように離隔距離等の配置について配慮するとともに、低騒音の機器を導入すること。

(4) 色彩

① 事業区域に設置される、太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等)及びその附帯施設(パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。)については、景観に配慮し「低彩度」のものを使用すること。

② 「低彩度」とは、マンセル表色系において、おおむね彩度 4 以下をいう。

(6) 緑地の保全に関すること

① 太陽光発電施設の設置において森林の伐採を行うことにより、山林のもつ保水力が低下することから、事業区域への進入路、排水施設等の設置を行うために事業区域内に生育する木竹の伐採は必要最小限度とする。

② 森林等を伐採し、太陽光発電施設を設置する場合は、設置工事の着手の際に事業区域内に存在していた森林等の面積のうち、おおむね 25パーセント以上の面積の森林等を保全する。なお、工作物の配置計画上、やむを得ず森林等を伐採することにより必要な保全面積が確保できない場合は、事業区域内の別の箇所新たに緑地を設けることにより必要な面積を確保することも可能とする。ただし、緑化した管理用通路、太陽光パネル下の緑地等は、森林等の面積には含まない。

【森林等とは……森林又は緑地】

森林とは

- ・ 樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹
- ・ 樹木又は竹の集団的生育に供される土地をいう。

緑地とは

- ・ 緑地とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。単なる適切な管理がされず、雑草が繁茂している土地は含まない。

2 事故等の防止に関する事項（防災上の措置）（規則別表第1）

(1) 地盤の勾配

工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であること。

(2) 排水施設の能力

事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。

(3) 排水施設の構造

事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。

(4) 調整池の設置

太陽光発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。

(5) 工事中の災害防止

太陽光発電施設の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

(6) 標識の設置

太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、設置者及び管理者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を、事業区域内の見やすい場所に設置すること。

【解説】

(1) 地盤の勾配

傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（2023年版）では、傾斜角30度以上で斜面の高さが5m以上の急傾斜地に設置する場合は、本ガイドラインでの要求のほか、表面侵食、斜面崩壊、土砂流出、基礎・架台の構造安全性および施工方法について、特別な配慮をした上で設置すること示されており、太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。

(2) 排水処理

事業区域の規模、地形、降雨量等及び放流先の排水能力を考慮し、後記の算定方式を参考に、調整池その他施設の設置や勾配等、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される措置を取ること。

【参考】

(1) 計画雨水量（Q）は、次の式（合理式）を標準とする。

$$Q = 1/360 \times C \times I \times A$$

Q：計画雨水量（m³/sec）

C：流出係数 宅地・裸地 1.0、草地・緑地 0.8、林地 0.7

I：降雨強度 120mm/hr（※）

A：集水面積（ha）

※降雨強度 I（mm/hr）は、一般的には、到達時間 t（分）を変数とする関数として表される。

兵庫県では、降雨継続時間分間の10分間の降雨強度として I = 120mm/hr を一律に規定している。

(2) 排水路の計画通水量（Q'）は、次の式を標準とする。

$$Q' = A \times V$$

Q：計画通水量（m³/sec）

A：流水断面積（m²） ※Aは余裕高を見込み算定する

V：流速（m/sec） ①流速は Manning 又は Kutter の公式により算出する。

② 0.8～3.0m/sec を標準とし、下流に行くに従って漸増させる。

【クッター式】

$$V = (23 + 1/n + 0.00155/I) / \{1 + (23 + 0.00155/I) \times (n/\sqrt{R})\} \times \sqrt{R \times I}$$

【マニング式】

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

n : 粗度係数

- ①ヒューム管……………0.013
- ②コンクリート面(工場製品)……………0.013
- ③コンクリート面(現場打ち)……………0.015
- ④石積……………0.025
- ⑤硬質塩化ビニール管……………0.010
- ⑥土羽水路……………0.022

R : 径深 (m) $R = A/P$ P : 流水の潤辺長(m)

A : 流水の断面積(m²)

①円形管渠 (満管)

$$P = \pi D, \quad A = (D/2)^2 \times \pi$$

②暗渠 (9割水深)

$$P = 2 \times (0.9 \times H) + B, \quad A = (0.9 \times H) \times B$$

③開渠 (8割水深)

$$P = 2 \times (0.8 \times H) + B, \quad A = (0.8 \times H) \times B$$

※D=水路直径、H=水路深さ、B=水路幅

I : 排水路勾配 下流に行くにしたがって緩勾配とする。

(3) 雨水排水路の断面決定にあたっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ・計画流速は、秒速0.8mから秒速3.0mの範囲で、下流に行くに従って漸増させること。
- ・排水路の計画通水量は、計画雨水量 ≤ 0.8 計画通水量を満足させること。

$$\text{計画雨水量 (Q)} \leq \text{計画通水量 (Q')} \times 0.8$$

(3) 排水施設の構造

- ① 排水施設は、出来るだけコンクリート、鉄筋コンクリート造等の堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限度にする材料及び構造であること。
- ② 土砂の流出を防ぐため、雨水その他の地表水を排除すべきますの底には、泥溜めを設けるほか、沈砂池を設けるなどの措置を講ずること。
- ③ 泥溜めを設ける際には、深さ15 cm以上とし、適切に管理されるものであること。

2 事故等の防止に関する事項（安全性の確保）

(1) 工作物

工作物は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項に規定する技術基準に基づくものであること。

(2) 基礎

太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、鉄筋コンクリート造による直接基礎、又は杭基礎（支持杭および摩耗杭）とし、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。

(3) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。

(4) 耐久性

工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用すること。

3 維持管理に関する事項

(1) 保守点検及び維持管理

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。

(2) 維持管理並びに解体及び撤去等に要する費用の確保

計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保すること。

ア 太陽光発電施設の維持管理に要する費用

イ 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用
その他太陽光発電施設の廃止に要する費用

【解説】

(1) 保守点検及び維持管理

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）/平成 29 年 3 月 資源エネルギー庁」の第 3 節「運用・管理」では、保守点検及び維持管理について、計画の策定及び体制の構築、運転中の取組、周辺環境への配慮に分けて、それぞれにおける遵守事項等が示されているので、その内容を把握した上で、保守点検及び維持管理に努めること

(2) 維持管理並びに解体及び撤去等に要する費用の確保

太陽光発電施設の設置後において、管理の仕方如何によっては、地域に様々な影響を与え、また事故や災害発生時には地域に被害を及ぼすことにもなる。

さらに、事業廃止後には適切に処分されない残骸が放置されることにもなりかねない。

そのために設置者の責務として、適切に維持管理に努めることや維持管理、撤去及び処分費用について確保しておくことを位置づけている。

固定価格買取制度の調達価格には、太陽光発電施設の廃棄費用が含まれていることから、事業終了時に施設を適切に撤去するために、事業実施中から計画的に費用の積立を行う必要がある。FIT 法に基づき廃棄費用の積立を行うこと。

4 廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の措置

太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

- ア 工作物を速やかに撤去すること。
- イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
- ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

【解説】

太陽光発電施設の事業終了後、工作物等の撤去については、設置者及び管理者の責任のもとで確実かつ適切に実施される必要がある。

太陽光発電施設の撤去及び処分にあたっては、使用済の太陽光モジュール等が産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

9 事前協議

(事前協議)

- 第9条 設置者は、第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ太陽光発電施設の設置に係る事業の計画(以下「事業計画」という。)について市長と協議しなければならない。
- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 設置者及び管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状
 - (4) 太陽光発電施設の設置位置、構造及び発電出力
 - (5) 太陽光発電施設の維持管理の方法(太陽光発電施設の廃止後において行う措置を含む。)
- 3 市長は、第1項の規定による協議があつたときは、設置者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、設置者に対し当該協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議の手続)

- 第5条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、事業計画事前協議書(以下「事前協議書」という。)に、別表第2に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第9条第4項の規定による通知は、事業計画事前協議終了通知書により行うものとする。

別表第2（第5条、第7関係）

種別	縮尺	明示すべき事項等	事前協議	事業計画
1 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 工事の概要 (4) 景観及び生活環境の保全に関する事項 (5) 事故等の防止に関する事項 (6) 維持管理に関する事項 (7) 廃止後において行う措置に関する事項 (8) その他市長が必要と認める事項	○	○
2 近隣関係者説明実施報告書		(1) 設置者の氏名及び住所 (2) 事業区域の所在地及び面積 (3) 近隣関係者の氏名など (4) 説明の方法 (5) 説明の状況	—	○
3 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等	○	○
4 現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向	○	○
5 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	○	○
6 公図の写し		不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し	○	○
7 求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び	○	○

		<p>保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式</p> <p>(4) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式</p> <p>(5) ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式</p>		
8 土地登記簿 謄本の写し		事業区域内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し	○	○
9 配置図	1/1,000以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 道路及び目標となる地物</p> <p>(4) 工作物の位置、形状及び寸法</p> <p>(5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積</p> <p>(6) 事業区域内の植栽計画</p> <p>(7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状</p>	○	○
10 平面図	1/500以上	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	○	○
11 立面図	1/500以上	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	○	○
12 断面図	1/500以上	<p>(1) 工作物の形状及び高さ</p> <p>(2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの傾斜角度</p>	○	○
13 完成予想カラー図			—	○
14 影響予想図		太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲	○	○
15 造成計画平面図	1/1,000以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状</p> <p>(4) 切土等を行った後の地盤面の計画高</p> <p>(5) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(6) 法面の保護の方法</p> <p>(7) 縦横断線の位置</p>	○	○
16 造成計画縦横断面図	1/1,000以上	<p>(1) 事業区域の境界</p> <p>(2) 切土等を行う前後の地盤面</p> <p>(3) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(4) 法面の保護の方法</p>	○	○

17 排水施設計画平面図、断面図及び流量計算書	1/500以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 流末部分の接続断面 (4) 事業区域内の雨水排水に係る計算書	○	○
18 崖の断面図	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法	○	○
19 擁壁の断面図	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎杭の位置、材料及び寸法	○	○
20 工作物の構造図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	○	○
21 管理方法説明書		(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他市長が必要と認める事項に関する概要	○	○
22 廃止後の措置を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画	○	○
23 市長が必要と認める書類		他法令に関する許可等の写し等	○	○

【解説】

(1) 事前協議

太陽光発電施設において設置工事の届出を行う前に、事前協議を行い届出の内容について協議を行わなければならない。

事前協議については、事前協議申出書により協議を行うものとする。添付する書類については規則別表第2に定めている。提出については正本1部、副本4部を提出すること。

本条項は、事業の届出にあたり、設置者に予め市との協議の義務化を定めた。事前に事業計画書を確認し、施設基準との整合性、関係法令の手続きの周知や、近隣関係者との事業に関する調整を求めるなど、市が必要に応じ指導・助言を行うことが可能となることで、より適正な太陽光発電施設の設置の効果が期待できることや、届出の受理までの内部協議及び審査期間

を短縮することができる。

(2) 事前協議の終了

事業計画及び関係図書を確認し、事業計画の内容及び関係書類に不備がない場合は、設置者に事業計画事前協議終了通知書を通ずる。

10 近隣関係者への説明等

(近隣関係者への説明等)

第10条 設置者は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、次条第1項の規定による届出をする前に、太陽光発電施設の設置について近隣関係者の理解を得るため、説明会を開催するなどの方法により事業計画の内容を説明しなければならない。

2 設置者は、規則で定めるところにより、前項の規定による説明の結果を市長に報告するものとする。

(近隣関係者の範囲)

第2条 条例第2条第1項第5号に規定する近隣関係者(以下「近隣関係者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地の所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(一時的に使用するために設定されたことが明らかなものを除く。))をいう。)を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物の所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 事業区域内又は事業区域に隣接する土地の属する自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びこれに準ずる団体をいう。)に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(近隣関係者への説明)

第6条 条例第10条第2項に規定する報告は、近隣関係者説明実施報告書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 近隣関係者別説明状況一覧表
- (2) 説明会において配布した資料及び説明事項
- (3) 近隣関係者の意見及び設置者の対応方針を示した議事録、協議録等
- (4) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【解説】

(1) 近隣関係者への説明の趣旨

太陽光発電施設等の設置に当たり、これまでは、事前の説明がないことで、住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが見られたことから、事前に事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るため、本条例において近隣関係者への説明を義務付けている。

(2) 近隣関係者の範囲

近隣関係者は、施設の規模、周辺の地形等により、影響を及ぼす範囲は様々であり、一律にその範囲を条例において示すことは困難であることから、規則において、共通の者として第1号から第3号を規定するほか、地域の実情に応じて個別に指定できるよう第4号を規定して

いる。

また、本条例が丹波市民を対象としたものであることから、他府県の区域に存する近隣関係者に対する説明義務はないものの、設置者としての説明義務や円滑な事業実施等の観点から、設置者において、他府県の区域に存する近隣関係者に対しても説明することが望ましい。

規則で規定する近隣関係者	考え方
(1) 事業区域に隣接する土地の所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（一時的に使用するために設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者	事業区域に隣接する土地の所有者及び土地を借地し事業活動等を行っている者については、隣接地で太陽光発電施設等が設置される影響も大きいため、そのことを事前に周知しておく必要がある。
(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者	事業区域に隣接する土地に建つ建築物の所有者や使用貸借又は賃借により居住や事業活動等を行っている者に対しても、同様に事前に周知しておく必要がある。
(3) 事業区域内又は事業区域に隣接する土地の属する自治会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体及びこれに準ずる団体をいう。）に所属する者	事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む自治会や自治会等の団体に所属する関係住民（自治会等に所属する全ての住民等とし、その単位は世帯とすることができる。）に対して、影響を及ぼすおそれがある者として事前に周知しておく必要がある。
(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者	地域の実情に応じて、例えば、雨水排水等の第一放流先の水利権者、地元土地改良区など、市が必要と判断し、近隣関係者に含めるべきと考えられる者に対しても事前に周知しておくこととする。

(3) 近隣関係者への説明の考え方

条例第 10 条第 1 項、12 条第 3 項において、それぞれ近隣関係者への説明を義務付けているが、規定ごとの考え方は下記のとおりである。

条例の規定	説明内容・考え方
第 10 条第 1 項による近隣関係者への説明 ・事業計画の届出等	事業計画に係る事前協議終了後、事業計画の内容の全てを近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の 30 日前までに行う届出より前に説明が必要である。
第 12 条第 3 項による近隣関係者への説明 ・事業計画の変更の届出 (設置工事の着手予定日等の変更)	第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げる事項の変更については、設置工事に関する重要な変更であるため、変更する事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の 30 日前までに行う届出より前に説明が必要である。
第 12 条第 3 項による近隣関係者への説明 ・事業計画の変更の届出 (設置者の氏名等の変更の届出)	第 9 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に掲げる設置工事に直接関係しない設置者等の氏名等の変更が生じた場合（設置者・管理者の変更、維持管理方法の変更）は、変更後の事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、変更をしたときは、遅滞なく行う届出より前に説明が必要である。

なお、この場合の周辺説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。

(4) 近隣説明の方法について

近隣関係者への説明については個別に説明するか、又は自治会等のまとまった者を対象とする場合には説明会によることもできる。その場合、欠席者に対しては、自治会長等と相談の上で、個別説明又は書面（回覧、ポスティング等）による説明を行うこと。

近隣説明においては、近隣関係者の理解が得られるように努めなければならない。しかしながら、下記のように、近隣関係者が説明に応じない場合や応じられない理由を明らかにしないなどの場合に限り、その旨を意見及び回答一覧に明記し、事業計画を届け出することも可能とする。

ケース	その対応例
訪問しても住民がいない	平日や休日など複数回訪問するとともに、自治会などに居住者の所在の情報提供を受けながら、説明の機会の確保に努める。なお、その結果面会できない場合は、書面による説明に代える。
訪問したが話を聞いてくれない	多忙な場合もあるため、平日や休日など複数回訪問し、説明の機会に努める。なお、どうしても面談できない場合はその理由を明らかにするとともに、書面による説明に代える。

11 事業計画の届出等

(事業計画の届出等)

第11条 設置者は、設置工事をしようとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事業計画が、他の市町の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(事業計画の届出)

第7条 条例第11条第1項の規定にする届出は、事業計画届出書に、別表第2に掲げる書類を添えて行うものとする。

【解説】

事業計画の届出を行う際の様式としては、規則で定める事業計画届出書により行い、その際、添付する図書については規則別表第2に定めている。（15頁参照）

提出については正本1部、副本4部を提出すること。

12 事業計画の変更の届出

(事業計画の変更の届出)

第12条 設置者は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更内容に係る事業計画を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、第9条第2項第1号又は第5号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、第9条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

4 前項の規定による説明に係る報告については、第10条第2項の規定を準用する。

(事業計画の変更の届出)

第9条 条例第12条第1項又は第2項の規定にする届出は、変更後の事業計画届出書に、別表第2に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて行うものとする。

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第12条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、着手予定日を当該着手予定日後の日にする変更又は完了予定日を当該完了予定日前の日にする変更

(2) 条例第9条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

ア 太陽光発電施設に係る工作物(以下「工作物」という。)の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更(当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を伴わない場合に限る。)

イ 事業区域内の森林又は緑地(以下「森林等」という。)の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更(当該森林等の面積の変更に係る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に限る。)

ウ 太陽光発電施設について工作物の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更(当該工作物について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限る。)

エ 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽電池モジュールに係るもの)の材料又は構造の変更

オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかでない変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

【解説】

(1) 設置工事の着手予定日等の変更の届出(条例第9条第2項第2号から第4号)

事業計画のうち、②設置工事の着手予定日及び完了予定日、③事業区域の所在地、面積及び土地の形状、④太陽光発電施設の設置位置、構造及び発電出力を変更する場合、設置工事に関する重要な変更であることから、変更する場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、変更後の事業計画を届出する必要がある。

(2) 設置者の氏名等の変更の届出(第9条第2項第1号又は第5号)

事業計画のうち、①設置者及び管理者の氏名及び住所、⑤太陽光発電施設の維持管理の方法を変更した場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、遅滞なく、変更後の事業計画を届出する必要がある。

(3) 届出を要しない軽微な変更

設置工事の着手予定日等の変更のうち、届出を要しない軽微な変更について、規定している。

第1号では、工期に関しては、着手予定日が早まる場合や完了予定日が遅くなる場合は、近隣関係者への影響が大きいため、変更の届出を要することとするが、それ以外の着手予定日が遅れる場合や完了予定日が早くなる場合は、軽微な変更として取り扱うことを規定している。

第2号では、施設基準に関しては、地域環境に悪影響を及ぼすおそれのない安全側への変更についても、軽微な変更として取り扱うこと規定している。例えば、事業区域内の緑地の保全に関する基準において「事業区域内の現況の森林等の面積の25パーセント以上の森林等が保全されていること」と規定しているが、この基準に対し、設計変更により森林等の面積を増大する場合、基準に適合することが明らかである。このように、規則第9条の第2号のアからエに例示するもの以外にも安全側への変更は想定されるため、オの規定を設けている。

また、軽微な変更を行った場合は、工事完了の届出等直近に行う届出の際に、その変更内容について併せて報告をすることとする。

13 工事完了の届出

(工事完了の届出)

第13条 第11条第1項及び前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業計画の内容に適合しているかどうかを検査し、規則で定めるところにより、その結果を設置者に通知するものとする。

(工事完了の届出)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、工事完了届出書に、別表第3に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、完了検査済通知書により行うものとする。

3 完成検査の結果、不備な箇所があるときは、設置者の負担において整備しなければならない。

別表第3 (第10条関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 工事写真		設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2 出来高平面図 (事業計画届出書 「配置図」の最終出来高図面)	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽の実施状況 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
3 その他市長が必要と認める書類		他法令に関する許可等の写し等

【解説】

(1) 工事完了の届出の趣旨

設置工事が完了した場合は、完成写真を添付して届け出ることとしている。

完成写真は、施工の工程、施設の全景がわかる写真及び標識の文字が確認できる写真を貼付し、設置工事が完了した場合には、工事各工程における状況の分かる写真や完成写真等を添付して届け出ることとする。

(2) 完了時の添付図書

工事完了の届出の様式は工事完了届出書とし、規則別表第3に掲げる書類を添付するものとしている。

なお、届出が不要な軽微な変更が生じた場合、この機会に併せてその内容のわかる書類を添付することとする。

(3) 完成検査

完了の届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業計画の内容に適合しているかどうかを検査し、その結果は完了検査済証により設置者に通知するものとする。

完成検査の結果、不備な箇所があるときは、設置者の負担において整備すること。

14 廃止の届出

(廃止の届出)

第14条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 条例第14条第1項の規定による届出は、廃止届出書に、別表第4に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 設置者又は管理者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置を適切に行うとともに、太陽光発電施設の廃止が完了したときは、速やかに廃止完了届出書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、遅滞なく、当該届出が事業計画の内容に適合しているかどうかを検査し、その検査の結果が当該事業計画の内容と相違がないと認めるときは、廃止完了検査済通知書を設置者又は管理者に通知するものとする。

別表第4 (第12条関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 廃止前の現況写真		廃止前の太陽光発電施設の現況が分かるカラー写真
2 廃止後の措置を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
3 その他市長が必要と認める書類		

【解説】

(1) 廃止の届出の趣旨

廃止の届出は、廃止を行う前に届け出ること、廃止する時期等を明らかにし、施設基準の廃止後の措置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようにするものである。そのため廃止する日の30日前に廃止届出書により届け出ることとしている。

なお、事業計画の届出の際に示された廃止後の措置に関する計画については、その時点での予定であるため、廃止を行う前に、事業計画の内容に適合したものであるかを確認するため、どのような措置を行うのか確定した内容を改めて届け出させるものである。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はないものとする。

(2) 廃止後の措置の完了報告

廃止後の措置について、廃止届出書の内容のとおり適切に行ったかを確認するものである。そのため廃止に係る措置の完了したときは、速やかに廃止完了届出書により届け出ることとしている。

(3) 検査

廃止完了届出書の届出があったときは、適正な措置を講じたかについて検査し、検査の結果が廃止届の内容と相違がないと認めるときは、廃止完了検査済通知書を設置者又は管理者に通知するものとする。

(4) 廃止届出書を提出しない者への対応

廃止届出書を提出しない者に対しては、第 15 条により、太陽光発電施設の状況に関する報告を求め、太陽光発電施設の状況や設置者の対応に応じて、第 16 条に基づき指導・助言することも可能である。また、指導に従わない場合は、第 17 条に基づき、勧告・公表を行う。

(4) 設置者又は管理者が倒産等で不明となった時の対応

法的にその権利を引き継ぐ者が、施設の維持管理又は廃止等をせざるを得ないと考えている。このため、法的にその権利を引き継ぐ者に対して第 12 条第 2 項の事業計画の変更の届出や第 15 条の報告を求める必要があることから、事業計画の届出において、それを確認するための関係者の一人として土地所有者の氏名等についても明記することとしている。

15 報告及び立入調査

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは管理者に対し、規則で定めるところにより、報告若しくは資料の提供を求め、又は職員に設置者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び立入調査)

第 12 条 条例第 15 条第 1 項の規定による報告は、維持管理状況等報告書に、次に掲げる事項が確認できる書類を添えて行うものとする。

- (1) 太陽光発電施設に係る維持管理の状況
- (2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- (3) 条例第 5 条第 4 項に規定する費用の確保の状況

2 市長は、第 15 条第 1 項の規定により、太陽光発電施設の設置及び管理に関する状況の確認に必要な資料の提供を求めることができる。

3 条例第 15 条第 1 項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説】

(1) 報告の趣旨

設置者又は管理者に対して、太陽光発電施設に係る維持管理の状況、事業廃止後において適

切な措置の方法、撤去及び処分費用について確保の状況を確認するとともに、設置者又は管理者に所有・管理責任を持たせることとしている。

また、工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し、現状の報告を求めたり、太陽光発電施設の設置及び管理に関する状況の確認に必要な資料の提供を求めたりすることができる規定を設けている。

(2) 既存の施設への報告の徴収

本規定は、本条例による届出を行っていない既存の施設についても報告の対象とすることが可能である。これは、条例施行後の施設だけでなく、条例施行前の施設においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて報告を求めることができるようにしているものである。

なお、報告を求める施設について、事業区域の面積が不明である場合も想定されるため、規模の設定はしていない。

(3) 立入検査の趣旨

本条項は、市長に立入調査の権利を付与している。「条例の施行に必要な限度」であり、立入調査の実施に当たっては、設置者等に対し、予めその必要性を示すことができるようにしておく必要がある。

なお、この権限を有することで、設置者の適正な太陽光発電施設の設置等の効果が期待できるため、本条項を設定し、立入調査に関する権限を有しておくことにした。

16 指導及び助言

(指導及び助言)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

【解説】

(1) 指導又は助言の趣旨

本条例の趣旨を踏まえた太陽光発電施設と地域環境との調和が図られるよう、設置者等に対して施設基準の遵守や近隣関係者への適切な説明を誘導していくための有効な手段として、指導又は助言の規定を設けている。

(2) 「指導」と「助言」の違い

「指導」とは、相手方に対しなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することであり、「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることをいう。そのため、指導に従わない場合は、勧告等を行うことができるが、助言に対しては勧告等を行えない。

17 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第17条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条から第14までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (3) 第15条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (4) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

(1) 勧告及び公表

本条例の目的が達せられるよう施設基準に適合しない太陽光発電施設については、指導・助言することとしているが、正当な理由がなく、それに従わない場合は、設置者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしている。

また、勧告にも従わない場合は、勧告の内容や設置者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、自主的な措置を促すとともに、条例遵守のため公表に関する規定を設けている。

(2) 勧告の対象

- ① 事業計画の届出(第11条)、事業計画の変更の届出(第12条)、工事完了の届出(第13条)、廃止の届出(第14条)の届出を行わない場合、又は虚偽の届出を行った場合
- ② 市長が当条例に関し必要があると認めるときに、求めた報告若しくは資料の提出(第15条)を行わない又は、虚偽の報告若しくは資料の提出を行った場合
- ③ 立入調査(第15条)を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ④ 施設基準に適合しない場合や近隣関係者への説明が十分になされていない場合に指導を行い、正当な理由なく指導に従わないとき。

(3) FIT法との関係

FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられるよう規定されている。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告・公表を行うことと併せて、FIT法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要である。

(4) 意見を述べる機会

公表は設置者又は管理者に不利益を与えるおそれがあるため、公表を行うに当たっては、設置者又は管理者が市長に対し、事前に意見を述べる機会を設けなければならないとしている。

(第3項)

【参考】再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条第四項 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第四項の認定を取り消すことができる。

二 認定計画が第九条第四項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

【参考】FIT法施行規則

(認定基準)

第五条の二 法第九条第四項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

18 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例（令和5年丹波市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

(1) 補則の趣旨

本条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるように、規則でその手続等を定めている。

19 罰則

(罰則)

第 19 条 第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者は、5 万円以下の罰金に処する。

【解説】

(1) 罰則の趣旨

事業計画の届出等、本条例において特に重要な行為である住民説明を伴う届出については、その届出を行わず、又は虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者に対して、罰則を設けている。

なお、虚偽の届出には、事業計画届又は事業計画の変更届に虚偽の近隣関係者説明実施報告書を添付し太陽光発電施設を設置した者も含まれる。

(2) 罰則の対象

- ① 第 11 条第 1 項（事業計画の届出）について、届出をせず、太陽光発電施設を設置した者
- ② 第 11 条第 1 項（事業計画の届出）について、虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者
- ③ 第 12 条第 1 項（事業計画の変更の届出）について、届出をせず、太陽光発電施設を設置した者
- ④ 第 12 条第 1 項（事業計画の変更の届出）について、虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者

20 両罰規定

(両罰規定)

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

【解説】

(1) 両罰規定の趣旨

違反行為を行った者のほか、その法人等についても第 19 条の罰則は受けることとなり、その際の罰金刑の対象になり得ることを規定したものである。

21 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 11 条の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

(1) 施行期日の趣旨

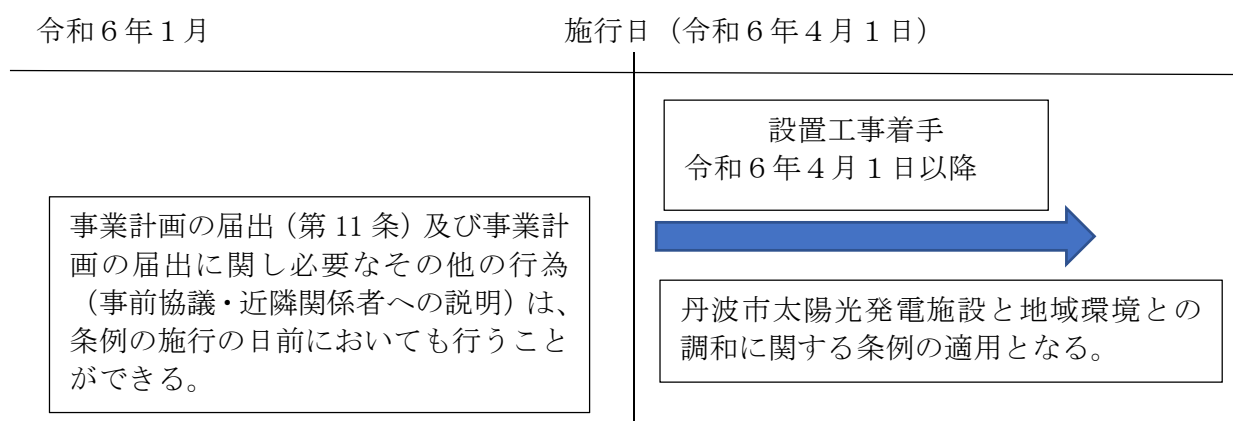
本条例の施行日は一定の周知期間が必要であることから、令和6年4月1日としている。

(2) 準備行為の趣旨

施行日以降に着手する設置工事（増設含む）は、本条例の適用とするため、太陽光発電施設の設置に係る事業計画の届出（第11条）及び事業計画の届出に関し必要なその他の行為（事前協議・近隣関係者への説明）は、条例の施行の日前においても行うことができるものとする。

① 施行日（令和6年4月1日）以降に設置工事に着手する場合

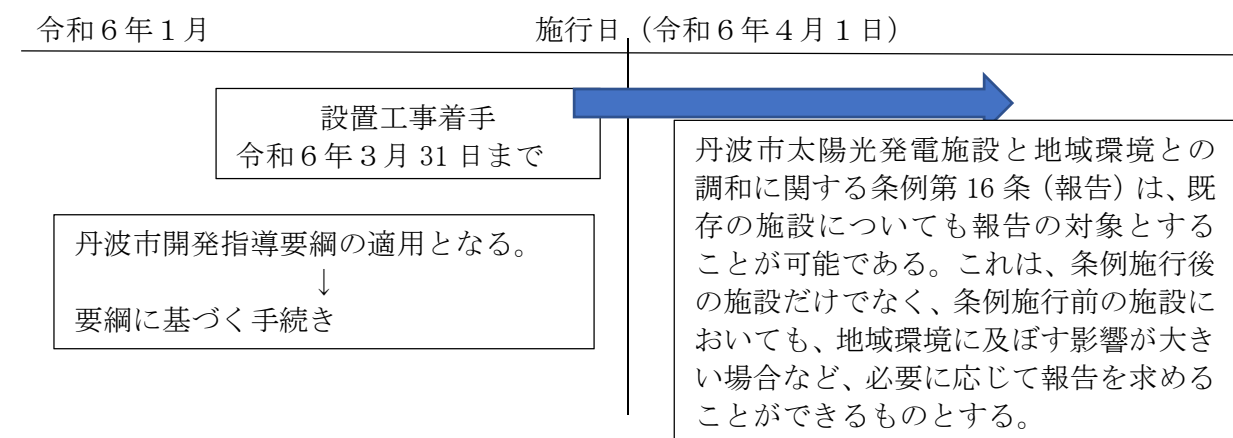
⇒ 丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例の適用となる。



② 施行日（令和6年4月1日）までに設置工事に着手する場合

⇒ 丹波市開発指要綱の適用となる。

※丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例は適用されない

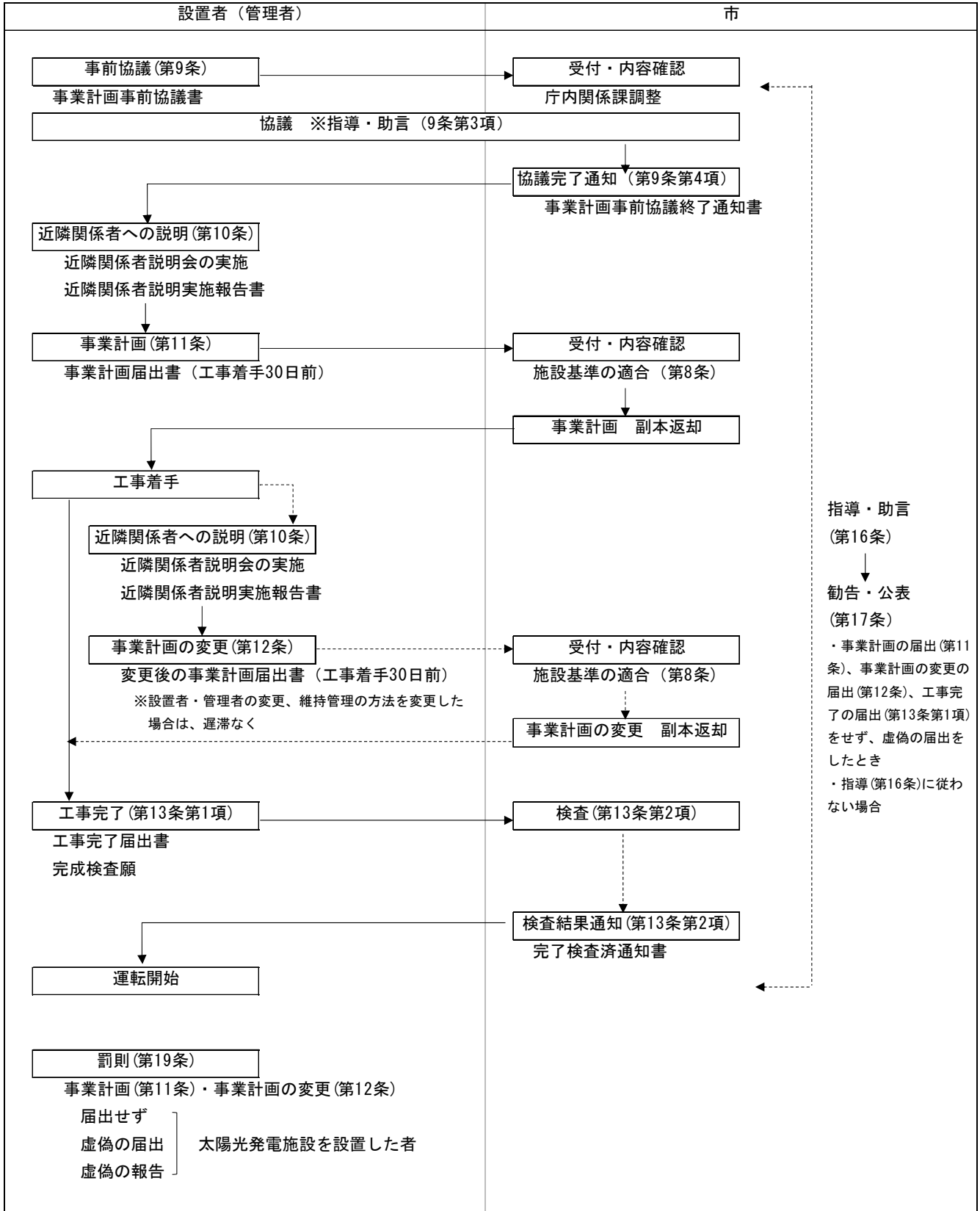


22 丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例に基づく手続きの流れ

(1) 事前協議から設置工事の完了まで

【適用範囲】

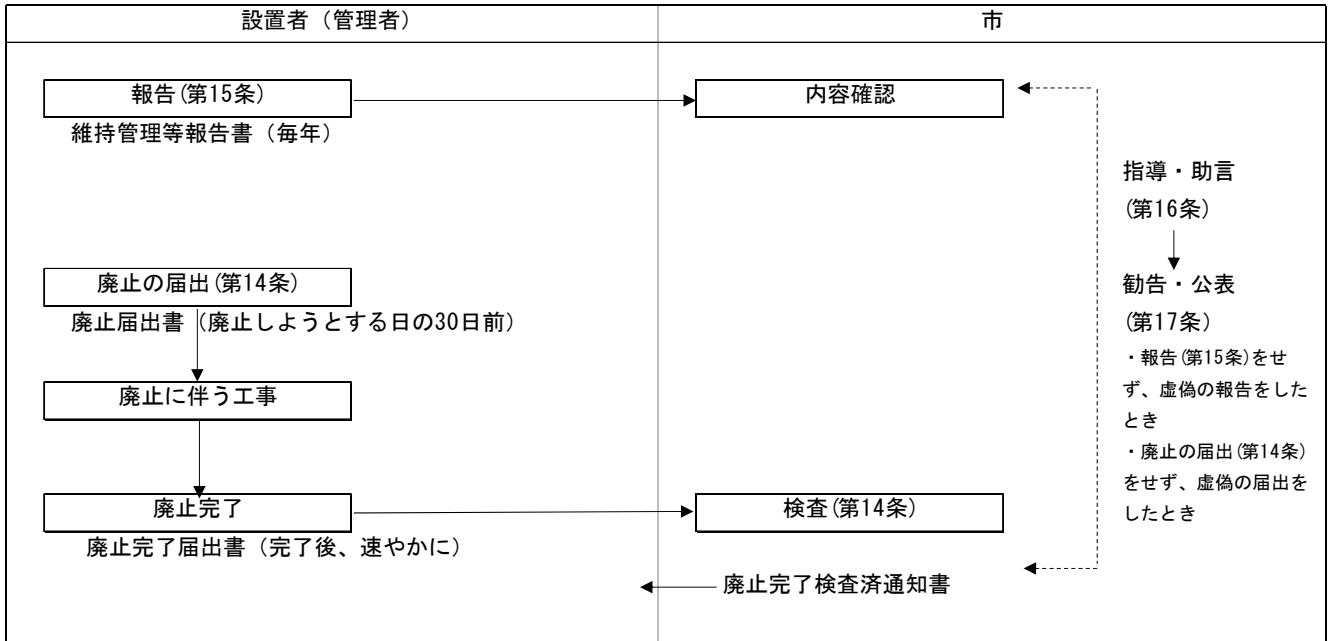
- ・ 事業区域の面積が200平方メートル以上（県条例が適用されるものは除く）



(2) 運転開始から事業廃止完了まで

【適用範囲】

- ・事業区域の面積が200平方メートル以上（県条例が適用されるものは除く）



23 (参考) 太陽光発電施設の設置工事等に関係する主な法令等一覧

本一覧は、太陽光発電施設の設置に関係する主な法令等の一覧であり、工事の内容によっては他の法令等の手続きが必要となる場合があります。

法令等の名称	規制の概要	太陽光発電施設の設置に伴う規制内容	市所管課	県所管課等
農業振興地域の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備計画との調整 	市が定めた農業振興地域整備計画の農用地区域の土地を農業以外の目的に転用する場合は、農用地区域から除外する手続が必要です。	農林振興課	丹波農林振興事務所 農政振興課
農地法	<ul style="list-style-type: none"> 農地等の転用の許可制度 	農地を農地以外の目的に転用する又は、転用するため権利の移転等を行う場合は、県知事の許可が必要です。	農業委員会 事務局	丹波農林振興事務所 農政振興課
土地改良法	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良財産の他目的使用の制限 	土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げる行為	農地整備課	市内に事務所をおく 土地改良区
農業用ため池の管理及び保全に関する法律、ため池の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ため池付属施設以外の施設の設置の制限 	ため池の農業用水の安定供給、災害の発生防止、多面的機能の発揮に支障が生じる行為	農地整備課	篠山土地改良事務所
森林法	<ul style="list-style-type: none"> 保安林における開発行為の制限 	保安林に指定された森林での転用行為は原則禁止です。	—	丹波農林事務所 森林課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画民有林における伐採の届出制度 	地域森林計画の対象となっている民有林において、立木の伐採を行う場合、事前に市への届出が必要です。(面積要件なし)	農林振興課	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画民有林における開発行為等の制限 	地域森林計画の対象となっている民有林において、太陽光発電施設の設置目的の開発行為は0.5ha以上は県知事の許可が必要です。	農林振興課	
砂防法	<ul style="list-style-type: none"> 砂防指定地内における行為の制限 	砂防指定区域内において、工作物の新築、木竹の伐採、土地の掘削・盛土により土地の形質を変更する等の行為をしようとする場合は許可が必要です。	—	丹波土木事務所 管理課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域における現状改変等の行為の制限 	急傾斜地崩壊危険区域において、工作物の設置、のり切・切土・掘さく・盛土、立木竹の伐採等の行為をしようとする場合は許可が必要です。	—	丹波土木事務所 管理課

法令等の名称	規制の概要	太陽光発電施設の設置に伴う規制内容	市所管課	県所管課等
地すべり等防止法	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限 	地すべり防止区域内において、のり切・切土、工作物の新築をしようとする場合は許可が必要です。	—	丹波農林振興事務所 森林課 篠山土地改良事務所 丹波土木事務所 管理課
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出 	周知の埋蔵文化財包蔵地内において、掘削等により土地の形質を変更する工事等を行う場合、市教育委員会を通して県教育委員会への届出が必要です。	社会教育・文化財課	—
宅地造成規制法	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成区工事規制区域内における宅地造成工事の許可制度 	宅地造成区工事規制区域において一定以上の宅地造成区工事を行う場合許可が必要です。同区域内の宅地において擁壁設置等の工事を行う場合や宅地以外の土地を宅地に転用した場合は届出が必要です。	都市住宅課	丹波土木事務所まちづくり建築課
道路法	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者以外の者が行う工事の承認制度 道路の占用の許可制度 道路の汚損や通行に支障を及ぼす行為等の禁止 	道路区域において、承認工事を行う場合や工作物等を占用する場合は、道路管理者の許可が必要です。	道路整備課	丹波土木事務所管理課
河川法	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域における占用、土石等の採取、工作物の設置等の許可・河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可 	河川区域における占用、土石等の採取、工作物設置等の許可河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可が必要です。	河川整備課	丹波土木事務所管理課
土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出制度 	一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更を行う30日前までに届出が必要です。	—	兵庫県環境部水大気課
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 外部から搬入した土砂により一定規模(1,000㎡以上、1m超)以上の土砂埋立等を行う場合の許可 	一定規模以上の土砂埋立等を行う場合には、事前に許可を受けることが必要です。	—	丹波県民局 県民交流室 (環境課)

法令等の名称	規制の概要	太陽光発電施設の設置に伴う規制内容	市所管課	県所管課等
国土利用計画法	<ul style="list-style-type: none"> 土地取引の届出制度 	<p>届出対象面積以上の土地の売買等の契約を締結した場合、届出が必要です。</p> <p>【届出面積】 非線引きの都市計画区域:5,000㎡以上、</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜特別地域＞太陽光発電施設の新築、改築及び増築で、土地に定着させるもの ＜普通地域＞同一敷地内の地上部の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設の新築、改築及び増築 <p>※H29.3.28「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」でさらに詳細な要件が追加</p>	都市住宅課	兵庫県まちづくり部 都市計画課
自然公園法 兵庫県立自然公園条例	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園における開発行為等の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ＜特別地域＞太陽光発電施設の新築、改築及び増築で、土地に定着させるもの ＜普通地域＞同一敷地内の地上部の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設の新築、改築及び増築 <p>※H29.3.28「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」でさらに詳細な要件が追加</p>	—	丹波県民局 県民交流室 (環境課)